

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。

特に、住宅・建築物耐震改修事業については、対象要件を緩和すること。

また、既存住宅の耐震に係る税制の特例措置を令和4年度以降も継続すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体が行きとめる空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

また、空き家の所有者等に対し、適正管理・利活用・除却を促すための制度を拡充すること。

(2) 空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置を拡充するなど、積極的な支援措置を講じること。

また、ホテルや工場等の大規模な空き建築物の除却・安全対策についても、十分な支援を講じること。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、緊急安全措置（即時執行）の規定、同法の適用対象の拡大、都市自治体への財産管理人選任申立権の付与、所有者不明空き家に起因した事故の被害者の救済など、地域の特性に応じた課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

3. 住宅市街地における居住環境の維持・再生や防災性・安全性の向上を図るため、住宅市街地総合整備事業に係る財政措置を拡充すること。

4. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、対象要件を緩和するとともに財政措置を拡充すること。

5. すべての人が安全に安心して利用できる施設の整備に向け、建築物関連施設のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

6. 新型コロナウイルス感染症対策関係

建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。